

第九管区海上保安本部公示第 30 号

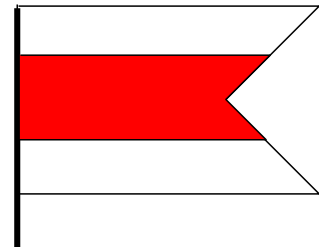
水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 4 年 6 月 7 日

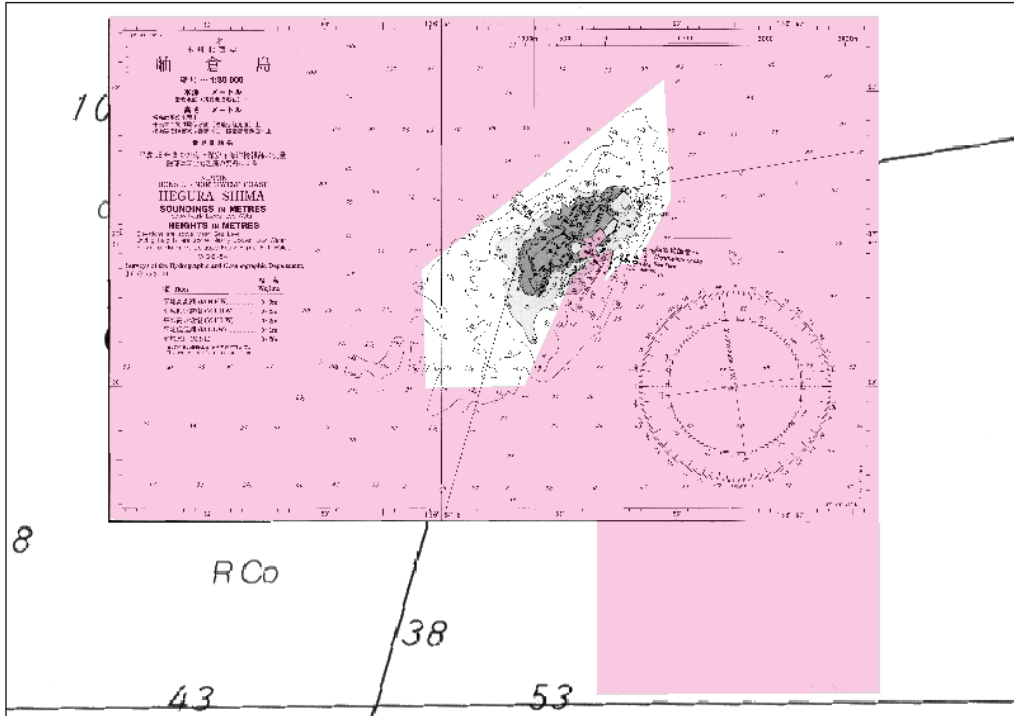
第九管区海上保安本部長

渡邊 保範（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名称 第九管区海上保安本部
住所 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
調査区域 舢倉島周辺及び舢倉島漁港（付図参照）
調査期間 令和 4 年 6 月 25 日から 7 月 6 日までの 12 日間
（新潟港から調査海域までの往復日数を除く。）
- 3 水路測量の実施方法
海上保安庁測量船「天洋」及び搭載艇を使用して、GNSS により測位し、音響測深機による測深を行う。
- 4 航行船舶に対する安全措置
イ 測量船は、水路業務法第 17 条に基づき、水路測量業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める「白紅白」旗の標識を掲げる。



調査区域図



舳倉島漁港調査区域拡大図

